

第六八回

参第六号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（案）

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条中「前二条」を「第七条」に改める。

第十条第二号中「、看護婦又は准看護婦」を「又は看護婦」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第一項中「若しくは看護婦籍又は准看護婦籍」を「又は看護婦籍」に改め、同条第二項中「又は都道府県知事」及び「それぞれ」を削り、「若しくは看護婦免許証又は准看護婦免許証」を「又は看護婦免許証」に改める。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条第一項中「前条第一項、第三項又は第五項」を「前条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「から第四項まで」を「又は第二項」に改め、「又は都道府県知事」を削り、「官吏若しくは吏員」を「職員」に改め、「若しくは准看護婦試験委員」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は都道府県知事」を削り、同項を同条第四項とする。

第十六条中「、看護婦籍及び准看護婦籍」を「及び看護婦籍」に改める。

第十七条中「、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「又は看護婦国家試験」に、「、看護婦又は准看護婦」を「又は看護婦」に改める。

第十八条中「、准看護婦試験は、都道府県知事が、」を削る。

第二十一条第一号を次のように改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において修業年限三年以上の正規の看護に関する課程（以下「看護課程」という。）を修めて卒業した者

第二十一条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第一号又は第二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十四条から第二十六条までを次のように改める。

第二十四条から第二十六条まで 削除

第二十七条中「、准看護婦試験委員」を削り、「、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「又は看護婦国家試験」に改める。

第二十八条中「、看護婦国家試験又は准看護婦試験」を「又は看護婦国家試験」に、「から第二十二条まで」を「又は第二十条」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 補助及び監督

第二十八条の二 国は、看護課程を置く大学の設置者に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該看護課程に要する経費についてその二分の一を補助するものとする。

第二十八条の三 厚生大臣は、前条の規定により補助を受ける学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 当該看護課程に係る業務又は会計の状況に関し報告を求めること。
- 二 当該看護課程に係る予算が補助の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 三 当該看護課程に係る業務を担当する当該学校法人の役員が前二号の規定による措置に従わなかつた場合又は次項の規定による命令に違反した場合において、当該役員の担当を解くべき旨を勧告すること。

2 国は、前条の規定により補助を受けた学校法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 厚生大臣は、第一項第二号又は第三号の規定による措置をしようとする場合においては、当該学校法人の代表者又は当該役員に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及びその措置をすべき理由を通知しなければならない。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条及び第三十七条中「、看護婦又は准看護婦」を「又は看護婦」に改める。

第四十三条第一項第一号中「第三十二条」を「第三十一条」に改め、同条第二項中「、准看護婦」を削る。

第四十四条第一号中「、看護婦又は准看護婦」を「又は看護婦」に改める。

第六十条第一項中「又は准看護婦」を削り、同条第二項中「又は第八条」及び「又は准看護士」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の保健婦助産婦看護婦法（以下「旧法」という。）第二十一条第一号又は第二号に規定する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学であるものを除く。）又は看護婦養成所は、昭和六十一年三月三十一日まで旧法の規定に基づき存続することができる。

2 次の各号の一に該当する者は、改正後の保健婦助産婦看護婦法（以下「新法」という。）第二十一条の規定にかかわらず、当分の間、看護婦国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に旧法第二十一条第一号から第三号（旧法第六十条第一項において準用する場合を含む。）までの一に該当する者又はこの法律の施行後これらの規定に該当するに至つた者

二 免許を得た後六年以上（高等学校を卒業している者にあつては三年以上）業務に従事している准看護婦又は准看護師で、厚生大臣の定める養成課程を修めたもの

第三条 この法律の施行の際現に存する旧法第二十二条第一号又は第二号に規定する学校又は准看護婦養成所は、昭和五十四年三月三十一日まで旧法の規定に基づき存続することができる。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一号若しくは第二号に該当する者又はこの法律の施行後これらの規定に該当するに至つた者は、昭和五十七年三月三十一日まで、旧法に規定する准看護婦試験を受けることができる。この場合において、旧法中准看護婦試験に関する規定（第二十二条の規定及び罰則を除く。）は、なおその効力を有する。

3 旧法の規定による准看護婦試験に合格した者は、当分の間、なお旧法に規定する准看護婦の免許を受けることができる。この場合において、旧法中准看護婦の免許に関する規定（罰則を除く。）は、なおその効力を有する。

4 旧法の規定による准看護婦の免許を受けた者については、旧法中准看護婦に関する規定（罰則を除く。）並びに旧法第六十条第一項及び第二項中准看護婦に関する規定の準用に係る部分の規定は、なおその効力を有する。

第四条 国は、地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他政令で定める法人で、附則第二条第一項に規定する学校若しくは看護婦養成所又は前条第一項に規定する学校若しくは准看護婦養成所（以下「看護婦等養成施設」という。）を設置するものに対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該看護婦等養成施設に要する経費についてその二分の一以内を補助することができる。

2 新法第二十八条の三の規定は、前項の規定により補助を受ける者（地方公共団体を除く。）について準用する。

第五条 新法第十条及び第十四条第二項の規定の適用については、旧法の規定による准看護婦の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者は、看護婦の業務に関し犯罪又は不正

の行為があつた者とみなす。

第六条 新法第五十三条第二項（新法第六十条第三項において準用する場合を含む。）及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第百二条第八項の規定の適用については、旧法中准看護婦に関する規定は、なおその効力を有する。

第七条 この法律の施行前にした行為、旧法の規定による准看護婦試験又は准看護婦の免許に関してこの法律の施行後にした行為及び旧法の規定による准看護婦の免許を受けた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、なおその効力を有する。

（看護課程修学資金貸与制度）

第八条 新法第二十一条第一号に規定する課程を修める者で、将来保健婦、助産婦又は看護婦の業務に従事しようとするものに対して修学資金を貸与する制度については、すみやかに検討が加えられた上、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

（歯科衛生士法の一部改正）

第九条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第三十二条」を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

第十条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十八号中「、助産婦及び看護婦の養成所」を「及び助産婦の養成所」に改める。

第二十一条第五項及び第二十二条第五項中「、看護婦、准看護婦」を削る。

第二十九条第一項の表医療関係者審議会の項中「准看護婦、理学療法士及び」を「理学療法士及び」に、「看護婦、准看護婦、理学療法士又は」を「理学療法士又は」に改める。

附則に次の三項を加える。

4 第二十一条第五項中「助産婦」とあるのは、昭和五十四年三月三十一日までは、「看護婦、准看護婦、助産婦」と、同年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までは、「看護婦、助産婦」と読み替えるものとする。

5 第二十二条第五項中「理学療法士」とあるのは、昭和五十四年三月三十一日までは、「看護婦、准看護婦、理学療法士」と、同年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までは、「看護婦、理学療法士」と読み替えるものとする。

6 第二十九条第一項の表医療関係者審議会の項中「看護婦」とあるのは、昭和五十七年三月三十一日までは、「看護婦、准看護婦」と読み替えるものとする。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三号及び第三百四十八条第二項第九号中「看護婦、準看護婦、」を削る。

附則に次の一条を加える。

(不動産取得税及び固定資産税の非課税)

第三十七条 第七十三条の四第一項第三号中「歯科衛生士」とあるのは、昭和五十四年三月三十一日以前に行なわれた不動産の取得に対する不動産取得税については、「看護婦、準看護婦、歯科衛生士」と、同年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に行なわれた不動産の取得に対する不動産取得税については、「看護婦、歯科衛生士」と読み替えるものとする。

2 第三百四十八条第二項第九号中「歯科衛生士」とあるのは、昭和五十四年度以前の各年度分の固定資産税については、「看護婦、準看護婦、歯科衛生士」と、昭和五十五年度から昭和三十一年度までの各年度分の固定資産税については、「看護婦、歯科衛生士」と読み替えるものとする。

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正)

第十二条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「及び第三十二条」を削る。

(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)

第十三条 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「及び第三十二条」を削る。

(視能訓練士法の一部改正)

第十四条 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「及び第三十二条」を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第百二条第一項中「保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十二條の規定にかかわらず、沖縄県知事が行なう」を「沖縄県知事が保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号。以下この条において「保助看法一部改正法」という。)附則第三条第二項の規定に基づいて行なう」に改め、同条第二項中「準看護婦」を「保助看法一部改正法附則第三条第三項の規定に基づく準看護婦」に改め、同条第三項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保助看法一部改正法による改正前の保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)(以下この条において「旧保助看法」という。)」に改める。

第百二条第四項を次のように改める。

4 保助看法一部改正法附則第二条第二項中準看護婦又は準看護士に係る部分の規定は、

第二項の規定により免許を受けた准看護婦のうち前項ただし書に規定する講習会の課程を修了しない者については、適用しない。

第百二条第七項中「第三十二条」を「第三十一条」に、「同法」を「旧保助看法」に改め、同条第八項中「保健婦助産婦看護婦法」及び「同法」を「旧保助看法」に改める。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過規定)

第十六条 前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二条第一項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者及び同条第二項の規定により准看護婦の免許を受けた者は、それぞれ、前条の規定による改正後の同法第百二条第一項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者及び同条第二項の規定により准看護婦の免許を受けた者とみなす。

第十七条 この法律の施行前にした沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二条第三項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

看護婦の資質の向上を図るため、看護婦国家試験の受験資格を改め、及び准看護婦の制度を廃止するとともに、看護課程を置く大学等の補助等に関する規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、約四十億円の見込みである。